七　当該養成施設の課程に係る学科教育及び実技教育の科目、これらの科目ごとの教育時間その他の教育の内容及び方法が適切なものであること。

（削る）

八　当該養成施設の技能審査の方法が、国土交通大臣が行う法第二十九条第二項の実地試験と同一のものであることその他の訓練生の技能の習得状況を適切に確認できるものであること。

九　次に掲げる当該養成施設の適確な運営のための制度が定められていること。

イ　学科教官、実技教官及び技能審査員に係る管理に関する制度

ロ・ハ　（略）

ニ　教育実績の記録に関する制度

ホ　（略）

（指定航空従事者養成施設の教育規程の変更）

第五十条の十　指定を受けた者が第五十条の三第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、教育規程（変更に係る部分に限る。）二部及び教育規程変更申請書（第十九号の八様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2・3　（略）

（航空機の燃料）

第百五十三条　法第六十三条の規定により、航空機の携行しなければならない燃料の量は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる燃料の量とする。

区分	燃料の量
一　航空運送事業の用に供する飛行機	次に掲げる燃料の量のうちいずれか多い量 一　（略） 二　着陸地までの航路上の地点を経由して当該地点において発動機が不作動の場合又は飛行機の与圧を維持する機能が損なわれた場合に着陸に適した空港等までの飛行を終わるまでに要する燃料の量のうち最も多い量に、当該空港等の上空四百五十メートルの高度で十五分間待機することができる燃料の量を加えた量
計器飛行方式により飛行しようとするものであつて、代替空港等を飛行計画に表示するもの	次に掲げる燃料の量のうちいずれか多い量 一　着陸地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量に、当該着陸地の上空四百五十メートルの高度で四十五分間待機することができる燃料の量及び不測の事態を考慮して国土交通大臣が告示で定める燃料の

七　当該養成施設の教育の内容及び方法が次に掲げる要件を満たすものであること。

イ　学科教育及び実技教育の科目並びにこれらの科目ごとの教育時間数が適切なものであること。

ロ　准定期運送用操縦士の資格についての技能証明に係る課程にあつては、当該課程に係る訓練生の技能の習得状況について段階的に評価を行い、その結果に応じて、イの科目ごとの教育時間数を超えて追加の教育を行うものであること。

（新設）

八　次に掲げる当該養成施設の適確な運営のための制度が定められていること。

イ　学科教官及び実技教官に係る管理に関する制度

ロ・ハ　（略）

ニ　教育実績の記録の管理に関する制度

ホ　（略）

（指定航空従事者養成施設の教育規程の変更）

第五十条の十　指定を受けた者が第五十条の三第三項第七号に掲げる事項（准定期運送用操縦士の資格についての技能証明に係る課程に関するものに限る。）を変更しようとするときは、教育規程（変更に係る部分に限る。）二部及び教育規程変更申請書（第十九号の八様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2・3　（略）

（航空機の燃料）

第百五十三条　法第六十三条の規定により、航空機の携行しなければならない燃料の量は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる燃料の量とする。

区分	燃料の量
一　航空運送事業の用に供するターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備した飛行機	次に掲げる燃料の量のうちいずれか少ない量 一　（略） 二　着陸地までの航路上の地点を経由して代替空港等までの飛行を終わるまでに要する燃料の量に、当該代替空港等の上空四百五十メートルの高度で三十分間待機することができる燃料の量及び不測の事態を考慮して国土交通大臣が告示で定める燃料の量を加えた量（当該着陸地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量に、巡航高度で二時間飛行することができる燃料の量を加えた量を下回らない場合に限る。）
計器飛行方式により飛行しようとするものであつて、代替空港等を飛行計画に表示するもの	着陸地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量に、当該着陸地の上空四百五十メートルの高度で三十分間待機することができる燃料の量及び不測の事態を考慮して国土交通大臣が告示で定める燃料の量を加えた量 （代替空港等に適した空港等がない場合にあつては、